

株式会社鳥取銀行

所在地：鳥取市

業 種：金融業

労働者数：850 人（令和 7 年 3 月 25 日現在）



プラス認定日 令和 7 年 4 月 22 日

くるみん認定

◆計画期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日（3 年 10 か月間）

平成 27 年 3 月 3 日 くるみん認定

プラス認定について

◆不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場づくりに取り組む企業がくるみん認定基準を満たしたうえで仕事と不妊治療の両立に関する取組に関する認定基準を満たした場合に認定される。

◆令和 4 年認定基準改正の経過措置として、令和 4 年 3 月 31 日までにくるみん認定を受けた事業主は、不妊治療と仕事との両立に係る認定基準を満たしていればくるみんプラス認定を受けることができる。

不妊治療と仕事の両立支援の取組の状況

◆従業員に不妊治療と仕事の両立をサポートしてほしいという要望があることを把握し、不妊治療に活用できるウェルネス休暇を新設。人間ドッグ・がん検診にも利用することができる。

◆半日及び時間単位で取得することができる年次有給休暇は、ウェルネス休暇とともに、不妊治療のために利用できることを周知。

◆頭取より、従業員の様々な事情に配慮し、仕事との両立が可能な働きやすい環境整備、職場風土づくりに取り組んでいくこと、プライバシーの保護への配慮を行うこと、ハラスメントが起こらないよう留意し、不妊治療を行っている者に対して暖かいサポートを行うようメッセージを発信。

◆両立支援のための相談窓口を設置。

◆不妊治療への理解を深めるために全従業員に対して研修を実施。

鳥取県内のプラチナくるみん認定企業一覧

(令和 7 年 4 月 22 日時点)

認定年	号数	企業名	所在地	業種
令和 6 年	第 1 号	社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市	医療、福祉

鳥取県内のくるみんプラス認定企業一覧

認定年	号数	企業名	所在地	業種
令和 6 年	第 1 号	社会福祉法人あすなろ会	鳥取市	医療、福祉
令和 7 年	第 2 号	株式会社鳥取銀行 NEW!	鳥取市	金融業・保険業

鳥取県内のくるみん認定企業一覧

認定年	号数	企業名	所在地	業種
平成 20 年	第 1 号	A 社（合併による失効）		
平成 22 年	第 2 号	株式会社原田建設	鳥取市	建設業
	第 3 号	社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市	医療、福祉
平成 23 年	第 4 号	国立大学法人鳥取大学	鳥取市	教育、学習支援業
	第 5 号	株式会社井木組	琴浦町	建設業
平成 24 年	第 6 号	株式会社日本海自動車学校	鳥取市	教育、学習支援業
	第 7 号	馬野建設株式会社	琴浦町	建設業
平成 25 年	第 8 号	B 社（社名等公表辞退）	—	—
	第 9 号	有限会社 S K プラン	鳥取市	医療、福祉
平成 26 年	第 10 号	株式会社いない	倉吉市	卸売業、小売業
	第 11 号	シャープ米子株式会社	米子市	製造業
平成 27 年	第 12 号	株式会社鳥取銀行	鳥取市	金融業、保険業
	第 13 号	山陰スバル株式会社	米子市	卸売業、小売業
	第 14 号	株式会社井木組	琴浦町	建設業
	第 15 号	馬野建設株式会社	琴浦町	建設業
	第 16 号	社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市	医療、福祉
	第 17 号	日ノ丸産業株式会社	鳥取市	卸売業、小売業
平成 28 年	第 18 号	学校法人柳心学園	米子市	教育、学習支援業
	第 19 号	一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市	生活関連サービス業、 娯楽業
	第 20 号	有限会社共栄部品	米子市	自動車部品卸売業
	第 21 号	鳥取信用金庫	鳥取市	金融業
平成 29 年	第 22 号	社会福祉法人あすなろ会	鳥取市	医療、福祉
	第 23 号	株式会社鳥取県倉吉自動車学校	北栄町	教育、学習支援業
令和元年	第 24 号	社会福祉法人日南福祉会	日南町	医療、福祉
	第 25 号	株式会社ナレッジサポート	鳥取市	教育、学習支援業
令和 2 年	第 26 号	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市	医療、福祉
令和 6 年	第 27 号	株式会社エナテクス	倉吉市	建設業
	第 28 号	田中工業株式会社	鳥取市	建設業
	第 29 号	社会福祉法人さとに会	鳥取市	医療、福祉

■ プラス認定とは

○不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあると考えられますが、不妊治療と仕事との両立ができずに離職されている労働者がいます。両立に困難を感じる理由には、通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさがあげられています。離職する労働者が増えることは、労働力の減少、ノウハウや人的ネットワーク等の消失、新たな人材を採用する労力や費用の増加などのデメリットを企業にもたらします。

○現在、さまざまな企業で、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場づくりに取り組む動きがみられますが、厚生労働省では、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を「くるみん認定」にプラスして認定（プラス認定）し、こうした取組を推進しています。

○認定を受けると、くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定にプラスマークを追加して、商品、広告、求人広告などに付けることができ、子育てサポート企業であることにプラスして、不妊治療と仕事との両立をサポートする企業であることもPRできます。

○認定を受けるためには、くるみん等の認定基準を満たした上で、以下の4項目のプラス認定基準を全て満たす必要があります。

○プラス認定を希望される場合、行動計画の内容が認定基準に合致するかどうか等ご不明な点があれば、行動計画の策定時に都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。



認定マーク
「くるみんプラス」



認定マーク
「プラチナくるみんプラス」



認定マーク
「トライくるみんプラス」

■ プラス認定基準

プラス認定基準 1

次の（１）及び（２）の制度を設けていること。

（１）不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）

（２）不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちのいずれかの制度

○制度の利用対象労働者については、性別、雇用形態に関わらず利用できるものであることが必要です。

○不妊治療のための休暇制度・両立支援制度について、どのような制度を導入するかは事業所の裁量に任されていますが、不妊治療を受ける労働者の仕事との両立に実質的に資するものとしてください。

プラス認定基準2

不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。

- 不妊治療と仕事との両立に関する方針は、不妊治療と仕事との両立を具体的に推進・支援する内容であるものとし、法人の代表者名で発信・周知することが必要です。
- 周知方法としては、方針が掲載されている社内資料、リーフレット、自社のホームページなどが考えられ、自社の全ての労働者に周知されていることが必要です。
- 周知内容としては、不妊治療と仕事との両立を支援するというものの他、支援することの意義、不妊治療等を理由とするハラスメントを許さないこと、プライバシー保護等が考えられます。

プラス認定基準3

不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

- 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組については、理解の促進に当たっては、研修等を定期的実施することが有効であることから、少なくとも年1回は実施していることが必要です。
- 研修等の対象者は、管理職、人事労務担当者、不妊治療を行う労働者、当該労働者の上司、同僚、部下等を含めた全ての労働者を対象とし、法人内において不妊治療と仕事との両立に関する理解が促進され、社内風土が整備される内容であることが必要です。

プラス認定基準4

不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者（両立支援担当者）を選任し、社内に周知していること。

- 両立支援担当者は、人事労務担当者や社内の産業保健スタッフ等から選任することが考えられます。
- 両立支援担当者は、自社の制度内容を不妊治療を受ける労働者に説明するとともに、制度利用の申請方法や、不妊治療を受ける労働者の業務の調整などを行う役割を果たせる人を選任してください。